

市民事業等支援制度最終報告書（抜粋）

1～2（略）

3 具体的な制度内容等

(1)～(2)（略）

(3) 選考方法について

申請の受理は県の所管事項であるため、申請書の提出は、県へ行うものである。県が予備調査を行ったうえで、書類選考による1次選考及び公開プレゼンテーション含めた2次選考を専門委員会が実施し、補助対象事業を選定する。

選考委員が代表や役員を務める団体等から申請がある場合には、当該選考委員はその案件の選考及び全体の順位付けについての審議には加わらないこととする。

なお、NPO等の事業開始時期をできるだけ早いものにするために、専門委員会が行った選考結果は直接県へ報告し、県はこの報告を尊重した補助決定を行うこととし、補助対象事業決定後に県民会議に対して報告することとする。

ア 予備調査

補助要件のチェックは、県が行うものとする。

森林整備に係る事業等の選考には、法令に抵触していないことなどを確認する必要があることから、県が申請事業について市町村と協力し、事業実施が可能かについて確認する。

また、調査研究活動区分の事業の選考において、専門知識が必要となる場合には、県民会議委員や県の機関に対し、中立な立場での意見を求めることとする。

イ 1次選考

県は予備調査が終了後速やかに専門委員会に対し選考を依頼する。専門委員会は、非公開の第1回選考会を開催し、申請書類等により書類選考を行い、2次選考対象事業の選定及び1次選考段階における補助の優先順位を決定する。

ウ 2次選考

・公開プレゼンテーション

直接事業の内容を聞き取り、公平な選考を実施するため、プレゼンテーションを行う。

また、プレゼンテーションは、選考段階の県民への公開性を確保するとともに、申請団体の水源環境保全・再生への想いを多くの県民と共有するために、公開して行うこととする。

そのため、この公開プレゼンテーションは、対象事業を選定するためだけでなく、このプロセスを通して、水源環境の保全・再生に係るネットワークを構築することも重要な役割となる。

- ・第2回選考会

非公開の第2回選考会を開催し、1次選考の結果と公開プレゼンテーションの内容を踏まえ補助対象事業を選定し、申請者に発表するとともに県へ報告する。

(4) 選考基準について

この制度では、水源環境保全・再生に係る幅広い事業を補助対象としていることから、複数の視点から事業を審査する。

そこで、共通の選考基準と各区分における選考基準を組み合わせ、各項目で点数化(5項目25点満点)し、対象事業の選考を行うこととする。

なお、選考基準は、事業の優劣を判断するものでなく、あくまでこの補助制度における「採択事業」及び「不採択事業」を選定するためのものであり、その趣旨をNPO等に周知する必要がある。

ア 共通の選考基準

共通の選考基準は次の3項目とする。

- ・事業の必要性

この制度の目的の根幹でもある水源環境の保全・再生に資する事業であるかという視点から評価する。また、各区分における事業は行政も実施しており、水源環境保全・再生の取組全体としての効率的な事業の実施という観点から、行政による実施よりもNPO等による実施の方が効果を見込める事業であるかという視点でも併せて評価する。

なお、普及啓発・教育活動では、「現場における活動ないし、それに基づくプログラムが盛り込まれていること。」としているため、申請事業に盛り込まれているプログラムが事業実施に当たり必要な事業かどうかこの項目で評価する。

- ・事業の実現可能性

団体の活動実績や人員を勘案し、事業が計画どおり適切に実施される可能性が高いかという視点で評価する。

- ・事業の発展性・波及性

補助事業が将来的により充実・発展していくことや補助事業実施により社会に対して影響を与えることは、水源環境保全・再生の取組を進めるうえで大きな力となる。そのため、今後発展が見込まれる事業であるか、また、他分野や他地域等への波及効果が見込まれる事業であるかという視点で評価する。

イ 各区分における選考基準

区分ごとの特徴を勘案し、事業実施により期待する効果とその効果を出すために必要と考える状況等の項目により採点する。

a 特別対策事業の市民版活動(資機材の購入も併せてこの視点から判断する。)

・水源環境保全・再生の効果

この区分の事業は、行政が実施する特別対策事業に類する実践活動であるため、直接的効果が見込まれる行政の事業と同様に、事業の実施により水源環境が保全・再生されることを期待する。そのため、水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれる事業であるかという視点で評価する。

・事業の継続性

この区分の事業は、水源環境保全・再生の効果を期待するもので、そのためには中長期的に取り組むことでその効果が見込まれる。そのため、長期にわたり継続して実施が可能かという視点で評価する。

b 普及啓発・教育活動

・参加者への影響

この区分の事業は、県民が現場において水源環境保全・再生の必要性を感じることや実際に活動しているNPO等の経験に基づいてその必要性を県民に伝えることで、水源環境保全・再生に係る県民意識の醸成や高揚を期待する。そのため、県民に水源環境保全・再生の必要性を効果的に伝える事業であるかという視点で評価する。

・目的や対象の明確化

県民に対して水源環境保全・再生の必要性を効果的に伝えるためには、目的や対象を明確化したうえで事業を実施する必要がある。そのため、目的や対象が明確化されている事業であるかという視点で評価する。

C 調査研究活動

・有効な対策への寄与

この区分の事業は、水源環境保全・再生に係る問題・課題の原因説明やその解決に向けた対策が導き出されることを期待する。そのため、水源環境保全・再生に係る問題や課題に向けた有効な対策に寄与する事業であるかという視点で評価する。

・プロセスの明確化

調査研究活動により水源環境保全・再生の問題・課題の解明等が導き出されるためには、現状の問題・課題が明確化されており、その解明のためのしっかりとしたプロセスにより調査研究する必要がある。そのため、調査・研究のステップが明確化されているかという視点で評価する。

以上まとめると次表のようになる。

【審査基準のまとめ表】

区分等	項目	視点
共通	事業の必要性	水源環境の保全・再生に資するもので、NPO等が行うことでより効果が見込まれる事業であるか。
	事業の実現可能性	計画どおり適切に実施される可能性が高いか。
	事業の発展性・波及性	今後発展が見込まれる事業であるか。また、他分野や他地域等への波及効果が見込まれる事業であるか。
特別対策事業の市民版活動	水源環境保全・再生の効果	水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれる事業であるか。
	事業の継続性	長期にわたり継続して実施が可能であるか。
普及啓発・教育活動	参加者への影響	県民に水源環境保全・再生の必要性を効果的に伝える事業であるか。
	目的や対象の明確化	目的や対象が明確化された事業であるか。
調査研究活動	有効な対策への寄与	問題や課題の解決に向けた有効な対策に寄与する事業であるか。
	プロセスの明確化	調査・研究のステップが明確化されているか。

(5) ~ 4 平成20年度以降の検討事項 (略)